

◎開発行為に対する指導内容（環境推進課）

（宅地開発指導要綱第5条：公害等の防止）

- 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業（騒音・振動）を実施する場合、作業開始日の7日前までに、環境推進課に届出を提出すること。
- 騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設（騒音・振動）を設置する場合、設置工事開始日の30日前までに、環境推進課に届出を提出すること。
- 学研クラスター内の施設用地に立地予定の研究施設等の事業者は、研究活動等に関する環境影響調査及び活動内容（「環境保全計画書」）を、事前に、環境推進課に提出すること。

（宅地開発指導要綱第24条：ごみ処理施設関係）

- 計画戸数（区画数）に応じて専用のゴミステーションを設置につき、別途環境推進課と協議を行うこと。

お問い合わせ先

健康福祉環境部環境推進課
TEL0774-95-1925